

社会福祉法人薫風会役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人薫風会（以下「本会」という。）の理事及び監事並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（理事長で本会の職員以外の者をいう。以下同じ。）については、月額報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(常勤役員の報酬等の算定)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、別表第1に定める額とする。

(非常勤役員等の報酬等の算定)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表第2に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 役員等が、本会の職務のため、旅行をしたときは、費用弁償を支給するものとし、その額、支給方法等は、社会福祉法人薫風会旅費支給規程に準ずる。ただし、日当の額は1日当たり2千円とする。

(本会職員である役員等の報酬)

第6条 職員給与を支給している役員等に対しては、役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 常勤役員に対する報酬は、翌月7日に支給する。ただし、当日が休日にあたるときは、その前日に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、会議に出席又は法人及び施設業務のために出勤した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、その全額を通貨で、直接役員等に支給するものとする。ただし、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、その金額を控除した額を支払う。
 - 4 役員等がその報酬につき本人名義の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法により支払う。この場合において、非常勤役員等に対する報酬は、第2項の規定にかかわらず翌月7日に支給する。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法（以下「法」という。）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程を改廃しようとするときは、評議員会の議決を得なければならない。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月21日から施行し、第3条に規定する常勤役員等に対する報酬にあつてはこの規程の施行日の属する月の報酬から、第4条に規定する非常勤役員等に対する報酬にあつてはこの規定の施行日以後の報酬から適用する。
- 2 社会福祉法人薫風会役員等報酬及び費用弁償規程は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年6月20日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、令和元年6月1日以降の評議員選任・解任委員会への出席から適用する。

別表1 常勤役員等の報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額 100,000 円

別表2 非常勤役員等の報酬

役職名	業務等	報酬の額
評議員	評議員会への出席	日額 5,000 円
	上記の他、本会の業務のための出勤	日額 10,000 円
理事	理事会及び評議員会への出席	日額 5,000 円
	上記の他、本会の業務のための出勤	日額 10,000 円
監事	理事会及び評議員会への出席	日額 5,000 円
	社会福祉法人薫風会評議員選任・解任委員会運営細則第4条の規定による、評議員選任・解任委員会への出席	日額 5,000 円
	上記の他、本会の業務のための出勤	日額 20,000 円